

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

る規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課）

一

教育委員会

○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

二

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条職員厚生課の分掌事務の項第二号中、「児童手当」を、「職員の児童手当及び子ども手当」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育長の項中、「事務」の下に、「及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第六条の規定による子ども手当の認定に関する事務」を加える。

第三条の表警察本部長の項第二号中、「こと」の下に、「及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第六条の規定による子ども手当の認定に関すること」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一職員厚生課長に係る専決事項の項第二号中、「児童手当」の下に、「及び子ども手当」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

○宮城県教育委員会規則第五号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第九号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 小 林 伸 一

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一第三号の表五の項中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一